

道 路 年 譜

淺香小兵衛

大正八年

月 日 記 事

二二	二二	○法律第五八號を以て道路法公布せらる。全文七章六十八條より成る。
一九	一九	○勅令第二八一號を以て、道路會議官制公布せらる。全文七條より成る。
一六	一六	○勅令第四五九號を以て、道路法は大正九年四月一日より施行せらる旨公布せらる。
一四	一四	○勅令第四六〇號を以て、道路法施行令公布せらる。全文二十八條より成る。
一一	一一	○勅令第四六一號を以て、道路法第十七條但書の規定に依る所謂六大都市を指定せらる。
一一	一一	○道路法實施の準備として、道路の路線認定申請に關する調書及圖面提出方に關し要士第一五一號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。
一一	一一	○勅令第四七一號を以て道路法第七條の規定に依る同法の規定の準用等の件公布せらる。全文二條より成る。

一一一
六

- 内務省令第二三號を以て、道路法第三十條の規定に依る道路臺帳に關する件公布せらる。全文六條より成る。
- 勅令第四七三號を以て、北海道道路令公布せらる。全文十五條より成る。
- 勅令第四七四號を以て、道路法第六十二條の規定に依る不用物件等の管理及處分に關する件公布せらる。全文八條より成る。
- 内務省令第一四號を以て、道路構造令公布せらる。全文十九條より成る。
- 内務省令第二五號を以て、街路構造令公布せらる。全文十八條より成る。

大正九年

一七
一三三

- 國道以下各道路の貢取橋等整理の根本方針を樹立し、その旨要士第二號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。
- 道路法施行令に基き道路附屬物を指定し、内務省告示第二三號を以て告示せらる。

二五
三〇

- 内務省令第六號を以て、道路法第五十二條但書の規定に依り監督官廳の認可を受くることを要せざる件公布せらる。全文四條より成る。

- 國道路線認定の件（道路法第十條第一號に該當するもの）内務省告示第二八號を以て告示せらる。路線數三十八線。
- 遞信省に於て電信電話線路建設の爲道路を占用する場合の要項を協議し、之を道路管理者に周知方遞士第一號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

一四
一

三一

○道路の路線の變更又は廢止にして重要ならざるものゝ適用範圍を定め、發土第四三號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

二九

○内務省令第一五號を以て、道路法第二十九條の規定に依り道路の占用の許可若は承認又は占用料の決定を主務大臣に受けむとする者の申請手續公布せらる。全文二條より成る。

一

○東京市と東京瓦斯株式會社及東京電燈株式會社との間に於ける報償契約と、道路占用との關係に付、東京市長同出に對し回答すると共に、此旨内務省東土第一九〇號を以て地方土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○道路法第二十八條第一項の規定に依る占用の許可又は承認に關する標準を定め、内務省訓令第一一號を以て訓令せらる。

○内務大臣に於て施行する河川に關する工事に因り必要を生じたる道路工事の費用にして、國に於て其の全部又は一部負擔を要する場合の稟伺は内務省土木出張所を經由すべき旨發土第八四號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○内務省令第三三號を以て貯取橋梁及渡船場設置に關しては原則として、元資銷却主義に依り認むる旨公布せらる。

○海軍省に於て電柱其の他の工作物建設の爲道路を占用する場合は、本年四月一日遞土第一號の通牒と同一要項に依ることに協議したる旨、海土第四號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○法律第五九號を以て道路公債法公布せらる全文二條より成る。

○勅令第二四五號を以て道路管理職員制公布せらる全文八條より成る。

○電氣事業の爲にする報償契約の約款中に於て、市町村が電氣事業に干渉するが如きことなき機配慮せられた旨、遞信次官より内務次官に照會ありたるを以て遞地第一〇號を以て、右に關しては既にその趣旨に依るべき旨各地方長官へ通牒せらる。

○國道の改良を爲す場合に、一定の改良計畫に基き起工するものに非ざれば國庫補助詮議相成らる旨、土木局長一二二號を以て土木局長より各地方長官(沖繩縣を除く)宛通牒せらる。

○道路橋梁の構造認可申請書に添附すべき調書及圖面の種類及範圍を定め、發土第一一二四號を以て土木局長より各地方長官に通牒せらる。

○内務省令第三六號を以て道路工事執行令公布せらる。全文二十七條より成る。

○府縣道新設改築費に對する國庫補助は、軍事上其他特殊の事由ある府縣道に限るものなることを發甲第四三號を以て土木局長より各地方長官に通牒せらる。

○二號國道路線(甲)中大阪府大阪市、兵庫縣神戸市間經過地一部變更の件内務省告示第一〇五號を以て告示せらる。

○内務省令第四五號を以て道路取締令公布せらる。全文三十一條より成る。

○耕地整理法第十一條の所謂道路中には、道路法の適用を受へべき道路とならざるものとの二者を包含する旨農局第一九四七號を以て農商務省農務局長内務省土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○國庫補助を受けて施行する道路に關する工事の工程表を、毎年定期に報告すべき旨之が別表を添付し發土第一三九號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

大正十年

○道路取締令施行を機として、之が條項を一般民衆に普く了解せしむる方法につき警義第三五八號を以て警保局長より各地方長官宛通牒せらる。

○國道路線認定の件(道路法第十條第一號に該當するもの)内務省告示第一二一五號を以て告示せらる。路線數二十六編。

○道路取締令公布に伴ひ本令の直接執行の責任者に本令周知方法を講ぜしむる爲、本令施行に付ての参考事項を警義第九八號を以て警保、土木局長より各地方長官に通牒せらる。

○河川法第八條の規定に依り、内務省に於て直接工事を施行する河川又は其の附屬物を道路の用に供する場合は所管土木出張所長に協議せられたき旨出土第一號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○勅令第一〇號を以て、大正八年勅令第四七四號道路法第六十二條の規定に依る不用物件等の管理及處分に關する件中、廢道に依る道路附屬物の構成物件の管理期間を短縮し得るの途を設け、廢道敷地又は物件を官有財産として存置するの必要あるときは之を主務大臣に還付せしめ、道路附替の場合には舊道敷と新道敷と交換し得るの途を設くる等の改正の件公布せらる。

○内務省令第一號を以て道路費國庫補助規程公布せらる。全文八條より成る。

○遞信省に於て郵便函設置の爲道路を占用する場合の要項を協議したるに付、之を道路管理者に通知方九來第
一四四號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

二
三
四
五
六
七
八
九
一
二
三
四
五
六
七
八
九
一
二
三

○内務省令第四號を以て道路法第二十八條第二項の規定に依り國の事業の爲道路を占用する場合、内務大臣に協議すべき事件中的一部を地方長官に委任する旨公布せらる。

○右省令に依り之が承認に當りては、大正九年七月當省訓令第十一號の趣旨に準據せられ度旨爰士第一〇號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○府縣道改良費に對し國庫補助を申請の向徃々あるも、右は軍事上其の他特殊の事由に依り國家的見地に基き其の新設改良等を必要とする府縣に限るべき方針なるを以て、右に該當せざるものは到底詮議難相成旨爰士第三一號を以て土木局長より各府縣知事宛通牒せらる。

○遞信省に於て自動電話所設置に要する、道路占用の件協議し來たる場合の占用標準を樹立し之に該當する場合は承認可然旨、遞土第一號を以て土木局長より道廳長官各府縣知事宛通牒せらる。

○内務省令第一五號を以て道路維持修繕令公布せらる。全文十八條より成る。

○陸軍省より陸地測量部所管水準點の建設移轉に關し、道路占用方協議ある場合に應する爲の要項を樹て爰士第六五號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○陸軍省所管の電柱建設(軍用電信法に依る遊動軍用電信の建設を除く)の爲にする路面の占用は、大正九年四月一日遞土第一、通牒要項に準據するものとして協議済に付、道路管理者へ傳達方内務省陸士第五號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○歳末年首に當り、人事一般の繁忙を極め交通往來倍々頻繁に赴くの折柄、事故発生も亦少からざるべく思料するに付警察官吏をして交通整理に留意せしめられ度旨、警發第四三四號を以て警保局長より各地方長官宛通牒せらる。

大正十一年

二八

○特二十三號國道路線中經過地一部變更の件、内務省告示第二〇號を以て告示せらる。

二七

○道路法第六十二條の規定に依る不用物件等を處分したる道路敷の所有權移轉登記又は新に道路と爲すべき土地を官有に取得し其の地種目の變換を爲すは、共に道路管理者に於て爲すべき旨靜土第一八號を以て土木局長會計課長より各地方長官宛通牒せらる。

二六

○法律第三號を以て道路法中、郡制廢止の爲郡又は郡道に關する規定を削除し、法第十一條中に該當號を一號追加し、主務大臣必要あるときは國道の新設又は改築を爲し得るの途を設け及此の場合の費用を國庫負擔とすること等の改正法律公布せらる。

二五

○三號國道路線中大分縣下の經過地一部變更の件内務省告示第五七號を以て告示せらる。

二四

○内務省令第一〇號を以て、大正十年内務省令第一五號道路維持修繕令中「非常災害又は危害防止の緊急ある」ときは土木を伐採し得ることの改正の件公布せらる。

二三

○道路の路線の認定又は其の變更若は廢止に關する詰問の答申を、府縣制第四十二條、郡制第三十條及市制第四十三條等の規定に依り參事會に委任するは敢て違法に非ざるもの、道路法に於て特に詰問すべき機關を指定したるの精神に鑑み妥當ならざる旨發土第四五號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

二二

○本年四月二十七日省令第一〇號を以て道路維持修繕令第十三條第一項第三號を改正せられたるは、從來の非常災害防止のみならず危險防止の爲緊急の必要ある場合にも監督官廳の認可を受けずして並木を伐採するを得せしめたる次第なる旨、發第九八號を以て土木局長より道廳長官各府縣知事宛通牒せらる。

六七八九

○改築中に屬する一號國道上に建設せられたる電燈用柱の如きは、道路占用に關する大正九年四月遞土第一號通牒及同年七月當省訓令第一號の趣旨に適合せざるに付、新に改築する國道に付ては此の點特に留意すべき旨、爰第一七八號を以て土木局長より東京府知事宛通牒と同時に、此旨大阪兵庫神奈川縣知事宛通牒せらる。

一三

○前記通牒を爲したるに付参考の爲同號を以て、土木局長より遞信省電氣局長宛通牒せらる。

一六

○道路工事を施行するに當りては力めて、道路交通に支障を生ぜあらしむべきは勿論なるも、尙此の趣旨に副はざるものあるに付自今一層留意方要項を示し渡土第八七號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

一四

○道路法第五十條の規定に依る沿道の區域は特別の事由ある場合を除くの外道路の各一側に其の路面の總幅員の二倍五分以内と爲すこと但し特殊の箇所に限り之を五倍以内と爲すことを得る旨訓令第一六號を以て訓令せらる。

一八

○一號國道路線中神奈川縣下横濱市内の經過地一部變更の件内務省告示第二〇〇號を以て告示せらる。
○特二號國道路線中經過地一部變更の件内務省告示第二〇一號を以て告示せらる。

一七

○勅令第三八三號を以て大正十一年法律第三號中第二十條、第三十三條、第四十三條及第六十條の改正規定は大正十二年四月一日より施行せらるゝ旨公布せらる。

○勅令第三八四號を以て道路法施行令中、本年三月法律第三號道路法中一部改正法律施行に伴ふ改正の件公布せらる。

一八

○内務省令第二〇號を以て道路元標に關する件公布せらる。全文四條より成る。

○勅令第三八五號を以て道路法第二十條第二項の規定に依る主務大臣の權限に關する件公布せらる。全文二條より成る。

○勅令第三八六號を以て道路法第三十三條第三項の規定に依る道路に關する費用負擔の件公布せらる。全文四條より成る。

○道路法改正法律施行に伴ふ府縣道路線認定に付ての取扱に關し、内務省秘第八〇〇號を以て土木局長より各地方長官宛(埼玉、鹿児島、沖繩縣を除く)通牒せらる。

○道路維持修繕令第十三條第一項第三號の規定の適用に關し秋田縣知事へ通牒すると共に發甲第四三號を以て土木局長より道廳長官各府縣知事宛通牒せらる。

○内務省令第二六號を以て大正八年十二月内務省令第二四號道路構造令中「郡道」を削除するの件公布せらる。

○道路に關する費用負擔、事務處理を目的として設置せる組合に於ては組合長は路線の認定及道路の管理の權限を有するものあることを新潟縣知事宛回答すると同時に發甲第四四號を以て土木、地方局長より道廳長官各府縣知事宛通牒せらる。

○内務省令第二七號を以て道路警戒標及道路方向標の建設箇所及其様式等公布せらる。全文五條より成る。

○右省令に基く道路標識は、先以て交通上最も危険の虞ある箇所及緊急の必要ある箇所に限り之を建設し其の他の箇所に對しては、地方財政上の緩急を見計ひ漸次建設せしむる趣旨なることを、發土第一二八號を以て地方土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○六大都市内市道新設改築に要する費用にして、國庫より補助を受くるものは工事着手前兼め道路管理者より工事の計畫書及圖面を添付し、當省の承認を受くるに非ざれば補助の説議を爲さる旨發土第一四一號を以て土木局長より當該都市所在の地方長官宛通牒せらる。

○二號國道路線中兵庫縣下姫路市内の經過地一部變更の件、内務省告示第三四七號を以て公布せらる。

大正十二年

二九

五

六

三一

五

六

大正十三年

○勅令第九〇號を以て、道路會議官制廢止せらる。

一八

四七

○軌道敷設に當り同時に道路を改良するは得策なるも未だ軌道敷設の特許を受けざるに軌道を敷設するものとして道路改良計畫を樹立するは、事務の處理上不都合に付之等の場合は特許を受けたる後計畫する様留意せられたき旨、發甲第二〇號を以て内務省土木・鐵道省監督局長より各地方長官宛通牒せらる。

一一

一九

○勅令第二八七號を以て、道路管理職員制中、東京市に於ける「道路評議會」廢止の爲第五條乃至第七條を削除するの件公布せらる。

○道路改築の爲土地收用を爲し、土地所有者は收用審査會の裁決に係る補償金額を失當として、民事訴訟を提起したるとき之に應訴の費用は道路に關する費用として道路管理者なる行政廳の統轄する公共團體の負擔すべきものなる旨、東京府知事に回答と同時に甲第四九號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○道路管理者が道路敷地を國に取扱したる場合に於ける土地所有權登記の嘱託は、道路管理者に於て爲すこととに司法省と協議決定したる旨、北土第五三號を以て土木局長、會計課長より各地方長官宛通牒せらる。

大正十四年

○鐵道敷設の爲にする道路の占用の際に、現在道路を著しく改悪する事例不妙道路交通上遺憾とするを以て地方鐵道に關する工事の施行認可申請書を審査する方に道路との關係を篤と考慮せられる旨、翌甲第四號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

九

一四

一〇

一九

二四

三〇

三一

三二

三三

三四

三五

三六

三七

三八

三九

四〇

四一

四二

四三

四四

四五

四五

四六

四七

四八

四九

五〇

五一

五二

五三

五四

大正十五年

九 六 八 八

二〇

○ 詢問を要することに省議決定したる旨、愛土第一六號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○ 二號國道路線中岡山、廣島縣下の經過地一部變更の件、内務省告示第八三號を以て告示せらる。

○ 勅令第二四一號を以て、道路法施行令中、道路會議及郡の廢止に伴ひ各條中之等の規定及字句を削除するの件公布せらる。

四

七

○ 内務省令第三八號を以て、道路費國庫補助規程中「道路會議」に關する規定を削除及「道路管理者工事を竣工したるときは内務大臣の認定」を受べく旨に改正せらる。

○ 二府縣以上に亘り起終點を有する府縣道の路線の認定を爲すに付ては、關係府縣知事が協議の上同時に認定の手續を爲すに非されば、認可せられざることに省議決定したる旨、愛土第三八號を以て土木局長より各府縣知事に通牒せらる。

二七

○ 勅令第一九二號を以て、大正八年勅令第四七二號道路法第十八條の規定に依り管理者を定むる件中、本令に「道路管理者特別規程」なる題名を附し、同時に事務簡捷を圖る爲認可事項を不要と爲すの件、公布せらる。

○ 内務省令第四四號を以て、大正九年内務省令第六號道路法第五十二條相對の規定に依り監督官廳の認可を要せざる件中、國道又は内務大臣の指定する府縣道の些少區間の新設改築及内務大臣の指定する府縣道以外を府縣道又は其の附屬物の新設改築に付ては認可を受くるを要せずと爲し、其の他事務簡捷の立場より認可を受くることを要せざる範圍を擴張し、郡道に關する規定を削除するの件公布せらる。

○ 内務省訓令第八三二號を以て大正九年内務省令第六號道路法第五十二條但書の規定に依り監督官廳の認可を受くることを要せざる件、第一條第五號の規定に依る府縣道(北海道廳長官には地方費道及準地方費道)を指定せらる。所謂指定府縣道之なり。

昭和二年

○國道路線認定の件(道路法第十條第二號に該當するもの)内務省告示第三一二號を以て告示せらる認定路線。
靜岡縣下に一路線。

○鐵道敷設の爲にする道路の占用又は改築に付ては大正十四年三月發甲第四號を以通て牒せられ居るに不拘
尙鐵道敷設に際し主要幹線道路との平面交叉を認めらるゝ向もあり、自動車利用の増加に伴ひ遺憾の至りに
付鐵道又は專用軌道敷設の爲都市又は其の附近に於ける國道又は指定府縣道、主要なる街路との平面交叉は
之を認めざることに省議決定したるに付、特に平面交叉を避け得ざる理由存する場合は、其の處分前事由
を具し内務省に協議せられたき旨變士第五〇號を以て土木局長より各地方長官宛通牒せらる。

○三號國道路線中福岡縣下の經過地一部變更の件内務省告示第三八二號を以て公布せらる。

○十二號國道路線中滋賀縣下の經過地一部變更の件内務省告示第四七〇號を以て告示せらる。

昭和三年

○二號國道路線中兵庫縣下神戸市内の經過地一部變更の件内務省告示第一一二號を以て告示せらる。

○三十八號國道路線中兵庫縣下神戸市内の經過地一部變更の件内務省告示第一一三號を以て告示せらる。

○二號國道路線中山口縣下關市内の經過地一部變更の件内務省告示第一四〇號を以て告示せらる。

○四號國道路線中宮城縣仙臺市内の經過地一部變更の件内務省告示第二九六號を以て告示せらる。

昭和四年

三
二
一
四
七
十
三

- 五號國道路線中山形縣下の經過地一部變更の件内務省告示第五五號を以て告示せらる。
- 荷車の輪帶幅の制限に關し、内務省發土第一〇一號を以て土木、警保局長より廳府縣長官宛通牒せらる。
- 八號國道路線中山梨縣下の經過地の一部變更の件内務省告示第三四五號を以て告示せらる。
- 二號國道路線中廣島縣廣島市内の經過地の一部變更の件内務省告示第三四九號を以て告示せらる。

昭和四年路政小史

道路改良會編輯部

一月

二月

- 一日 ○評議員比田孝一氏脳溢血にて逝去さる。
- 三十一日 ○鐵道省に於て、内務鐵道兩省協議會を開催し、自動車專用道路の主管に付協議す。

- 六日 ○地方長官一部異動す。

- 一日 ○本會幹事會視廳交通課長藤岡長敏君は歐米へ出張を命ぜられ本日横濱出帆天洋丸にて約一ヶ月の旅程に上つた。